

<一部負担金の割合>

区分	一部負担金の割合 記載事項	判定条件
一 区 区 般 分 分 I II I	1 割	世帯全員が住民税非課税の方 または 住民税課税世帯で同一世帯に現役並み所得者と 2 割負担の被保険者がいない方
一 般 II	2 割	住民税課税所得 28 万円以上の被保険者及びその被保険者と同一世帯の被保険者のうち、 【同一世帯に被保険者が 1 人の場合】 「年金収入＋その他合計所得金額」が 200 万円以上の方 【同一世帯に被保険者が 2 人以上いる場合】 「年金収入＋その他の合計所得金額」の合計が 320 万円以上の方
現 役 並 み 所 得 者	3 割	住民税課税所得 145 万円以上の被保険者およびその被保険者と同一世帯の被保険者 ★ただし、課税所得 145 万円以上の方がいる場合であっても次に該当する場合は、「1 割」または「2 割」となります。 【同一世帯に被保険者が 1 人の場合】 本人の収入が 383 万円未満、または本人の収入が 383 万円以上で同じ世帯の 70～74 歳の方との収入合計額が 520 万円未満 【同一世帯に被保険者が複数いる場合】 被保険者全員の収入合計が 520 万円未満 【生年月日が昭和 20 年 1 月 2 日以降の被保険者の場合】 本人及び同じ世帯の被保険者の総所得合計等から基礎控除を引いた額の合計額が 210 万円以下

【裏面もご覧ください】

<高額療養費>

1 か月間（暦月）にご負担いただく限度額です。医療機関等窓口の支払い額が自己負担限度額を超えた場合は、申請に基づき差額分を払い戻します。

高額療養費に該当した際に、改めて申請の方法をお知らせします。

所得区分		自己負担限度額（月額）	
		外来 （個人単位）	外来+入院 （世帯単位）
3割負担の方 （現役並み所得者）	住民税課税所得 690万円以上	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% 〈140,100円※1〉	
	住民税課税所得 380万円以上	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% 〈93,000円※1〉	
	住民税課税所得 145万円以上	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% 〈44,400円※1〉	
2割負担の方	一般Ⅱ	18,000円 （年間144,000円上限※2）	57,600円 〈44,400円※1〉
1割負担の方	一般Ⅰ	18,000円 （年間144,000円上限※2）	57,600円 〈44,400円〉※1
	非課税世帯 住民税 区分Ⅱ	8,000円	24,600円
	区分Ⅰ	8,000円	15,000円

※1 過去12か月以内に3回以上、限度額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、限度額が下がります。

※2 外来の1年間（8月～翌年7月）の自己負担限度額が144,000円になります。